

地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年 7 月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第51号

地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例（平成22年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第3条第2項に規定する年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合）とする。</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 [略]</p> <p>(延滞金の割合の特例)</p> <p>3 当分の間、第3条第2項に規定する年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p> <p>4・5 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- この条例による改正後の地方自治法に基づく延滞金の徴収等に関する条例附則第3項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。